

日本が世界平和  
実現の先頭に  
立つための条件  
●弱点是正

## ■外交・安全保障の弱点(以下の弱点を克服せよ)

- インテリジェンス能力: 安全保障環境が厳しさを増している中、未だ日本のインテリジェンス(情報収集)体制は脆弱。世界の情報収集が米国頼みのままでいいのか。専守防衛の国だからこそ、世界で何が起きているかを的確に把握するインテリジェンス能力を大幅に高めなければならない。
- 説明責任が不足: 日本は外交・安全保障ともに説明責任を十分果たしていると言えない。憲法や専守防衛の観点を踏まえ、できる限り国会を通じて国民に説明すべき。密約も多すぎる上、軍事情勢や装備、部隊の運用について、他の先進国に比べても国民への説明が足りない。
- 国会のチェックが機能せず: 国会には秘密会で政府の機密情報をチェックする仕組み(情報監視審査会等)を一部整えたが機能していない。
- 縦割り行政: 外交・安全保障を担う府省庁・部局の連携や情報共有が不十分。縦割りのままで議論が進み両論併記で結論先送りとなり、責任の所在が曖昧になる。

※手書き部分は長妻昭事務所で作成

令和8年4月10日 衆議院内閣委員会 中道改革連合 長妻昭 提出資料

(出典) 長妻昭事務所作成資料

## 日本はなぜ戦争を始めた？

### <なぜ、日本は勝つ見込みのない 対米戦争を始めたのか？>

- 政治・外交の上に軍があった シベリアンコントロール・文民統制の欠如(資源・領土確保の狙い)
- 作られた国民の熱狂が制御不能に ナショナリズムをあまりすぎ
- 国際協調を軽視 世界情勢の見誤り インテリジェンスの軽視・共有不足 誘導したい方向にインテリジェンスを都合よく使う
- 陸海軍の予算獲得競争がコントロール不能 国家予算の7割が軍事
- 政党政治の腐敗 軍部の信頼拡大
- 昭和恐慌に政治の無策 農村など国民の格差拡大
- 戦争反対は非国民 同調圧力(空気力)強まる
- 教育の戦時体制化 皇国の道に則る皇国民の錬成へ

日本が世界平和  
実現の先頭に  
立つための条件  
外交安保

## <外交・安全保障の基本を整える>

■以下の方針を誠実に実行するための不断の体制整備を行う

外交・安全保障戦略の要諦は、我が国の主権および独立を守り、紛争を未然に防ぎ、我が国の繁栄の基礎を強化することにある。平和主義および国際協調主義に基づき、憲法の専守防衛に徹しつつ、時代の変化に対応した安全保障政策を推進し、責任をもって国民及び領土・領海・領空を守りぬく。

📍日本外交の基本方針(政府): 日本国憲法が理想として高く掲げている平和国家とは、自らの自由と安全と繁栄を保つのみ甘んじることなく、進んで戦争のない世界の創造を目指す国家である。わが外交の窮極の目標は、正にこのような意味における平和国家の理想の実現にある。

- 日本安全保障政策の基本方針(政府): 我が国を取り巻く安全保障環境が厳しさを増す中、(1)日本は適切な防衛力の整備に努める(2)日米安全保障体制を堅持する(3)日本を取り巻く国際環境の安定を確保するための外交努力や国際平和協力を推進する

★安全保障政策には「近くは現実的に 遠くは抑制的に 国際貢献は積極的に」の姿勢が求められる

令和4年2月15日  
調査及び立法参考局  
外交防衛調査室・課

主要国のインテリジェンス・コミュニティーの職員数及び予算

区分	独	仏	英	イスラエル	米	日本
要員 総計	約15,000人	約12,000～ 13,000人	約16,000人	約12,000人 ～15,000人	約20万人	5,000人弱
予算 総額 <sup>1)</sup>	9.7億ユーロ (約995億円)	13億ユーロ (約1746億円)	20億ポンド (約2530億円)	(出典記載なし)	800億ドル (約6兆 3848億円)	1500億円未満
総合						

(出典) 樋口敬祐「インテリジェンスの組織論的研究」(拓殖大学博士論文) 2017.3, p.268. に掲載されている表2に、各国の予算総額の円換算を付記して作成。

令和8年4月10日 衆議院内閣委員会 中道改革連合 長妻昭 提出資料

<sup>1)</sup> 予算総額の為替レートは、米国については、公益財団法人矢野恒太記念会編『日本国勢図会 2021/22年版』2021, p.516, 独仏英については、内閣府経済財政分析統括官付海外担当『海外経済データ月次アップデート』2022.1, p.117. に基づく。円換算した年として、独英米については、表の出典とされる小谷賢『インテリジェンス—国家・組織は情報をいかに扱うべきか』筑摩書房, 2012, pp.43-47.に、予算総額が何年のデータのデータであるか示されていないため、当該書籍の出版年である2011年のデータを用いた。仏については、出典論文において、この数値が仏国会議員が2015年2月9日の講演で語った説明によるものとされているため、2015年のデータを用いた。

- 情報コミュニティのコアメンバーとされている内閣情報調査室、警察、公安調査庁、外務省及び防衛省に関し、令和8年度予算案成立後の定員をお答えすると、
    - ・ 内閣情報調査室については、本室の職員の定員と内閣衛星情報センターの職員の定員を足し合わせて537人
    - ・ 警察については、警察庁警備局のうち警備運用部を除いた定員と、都道府県警察の警備部門のうち機動隊員を除いた定員を足し合わせた約21,600人
    - ・ 公安調査庁については、その定員である1,849人
    - ・ 外務省については、国際情報統括官組織の定員と国際テロ情報収集ユニットの定員を足し合わせた約180人
    - ・ 防衛省については、防衛省本省の情報部門の定員と自衛隊の情報部門の定員を足し合わせた約〇人
- であり、重複を除けば、全体で約〇人となる。 7000-8000人

3万2000人弱

※手書き部分は長妻昭事務所で加筆

# 【概要】国家情報会議設置法案

※手書き部分は長妻昭事務所で作筆

(出典) 内閣官房作成資料

## 1 設置及び所掌事務 (第2条・第3条)

- 内閣に、重要情報活動及び外国情報活動への対処 (影響工作への対処を含む。) に関する重要事項を調査審議する機関として、国家情報会議を置く。

### <調査審議事項>

重要情報活動	外国情報活動への対処
①重要情報活動に関する基本的な方針 ・関係行政機関における重要情報活動の重点 ・関係行政機関の連携及び協力に関する重要事項 ・情報収集衛星の開発及び運用に関する重要事項	②外国情報活動への対処に関する基本的な方針
③重要情報活動の推進及び外国情報活動への対処に際し配慮すべき内外の情勢についての基本的な認識及び評価	
④重要情報活動及び外国情報活動への対処に係る特に重要な事案の総合的な分析及び評価	
⑤その他重要情報活動又は外国情報活動への対処に関する重要事項	

## 2 組織等 (第4条～第6条)

議長	内閣総理大臣
議員	内閣総理大臣臨時代理、内閣官房長官、金融担当大臣、国家公安委員会委員長、法務大臣、外務大臣、財務大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、防衛大臣

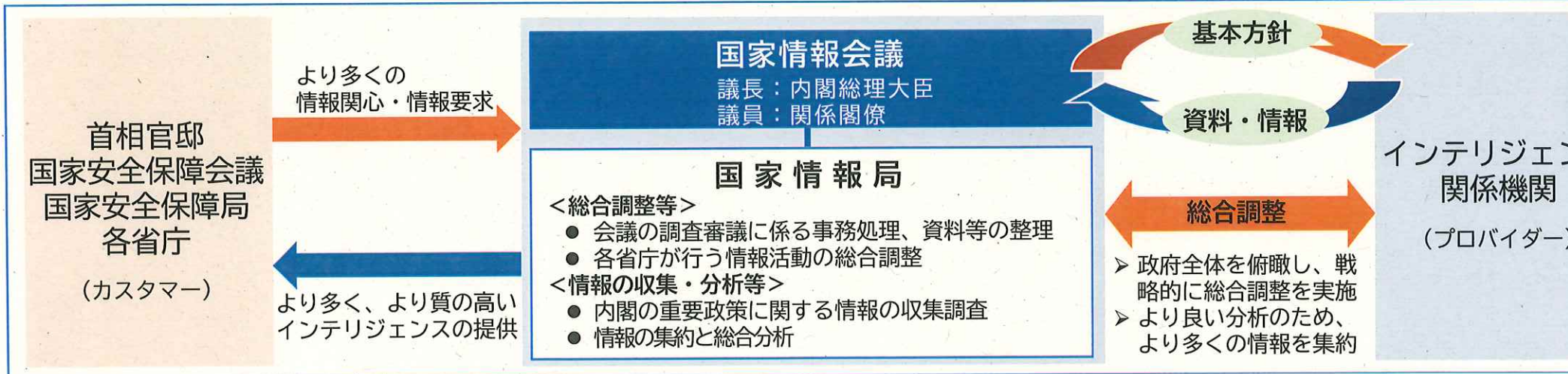
※会議の出席者は、インテリジェンス関係機関の担当閣僚である上記議員としつつ、議長が必要と認める場合は、調査審議事項の内容に応じ増減

## 3 資料提供等 (第7条)

- 内閣官房長官及び関係行政機関の長は、会議に対し、会議の討議に資する資料又は情報を適時に提供するとともに、議長の求めに応じて、資料又は情報の提供及び説明その他必要な協力を行わなければならないこととする。

## 4 附則による内閣法の改正 (附則第5条)

- 会議の事務局となる「国家情報局」を内閣官房に設置 (内閣情報及び内閣情報調査室を発展的に解消)。あわせて、同局の企画及び総合調整事務等の規定を整備。



ころでありますがお尋ねの点について現時点での決まった考えはなく、今後の検討課題であると認識しております。

8 国家情報会議における議事の記録の扱いについて

国家情報会議における議事の記録について、法案をお認めいただいた暁には、その具体的な取扱いについて早急に結論付ける必要があると考えておりますが、事後の歴史的検証を実現できるようにする等の観点から、公文書管理法等の規定に従い、適切に対応してまいります。なお、4月2日の衆議院・本会議において、高市内閣総理大臣から、次のとおり答弁しておりますので、ご参照いただければ幸いです。

「インテリジェンスに関する歴史的検証や、国家情報会議の議事運営についてお尋ねがございました。

一般論として、行政機関における意思決定に至る過程を跡づけ、検証できるようにすることは重要であり、このことは政策判断を支える情報分野においても同様であると考えております。

国家情報会議における議事の記録につきましては、公文書管理法などのルールにのっとり、適切な管理、取扱いを行ってまいります。

その他の議事運営につきましても、機微な内容に関わる事柄であることも踏まえつつ、国家情報会議において適切に検討をしてまいります。」

令和7年11月20日  
調査及び立法考査局  
政治議会調査室・課

米国、英国、ドイツ及びフランスの議会による情報機関の監視

	米国	英国	ドイツ	フランス
類型	常設の特別委員会・各院	特別の組織・両院合同	特別の組織・下院	特別の組織・両院合同
組織の名称 〔根拠規定〕	上院情報特別委員会 (Senate Select Committee on Intelligence) 〔第94議会上院決議第400号〕 下院常設情報特別委員会 (House Permanent Select Committee on Intelligence) 〔下院規則〕	議会情報保安委員会 (Intelligence and Security Committee of Parliament) 〔2013年司法及び保安法〕	議会統制委員会 (Parlamentarisches Kontrollgremium) 〔基本法第45d条、統制委員会法〕	情報活動に関する議員代表団 (Délégation parlementaire au renseignement) 〔情報活動に関する議員代表団を設置する2007年10月9日の法律第2007-1443号〕 〔両議院の運営に関する1958年11月17日のオルドナンス第58-1100号〕
設置年〔注1〕	1976年	1994年	1978年	2007年
人数・構成 ・選任方法	上院：17人（共和党9人、民主党8人） ・歳出、軍事、外交及び司法の4委員会の委員各2人（多数党1人、少数党1人）を含む。 ・このほか、多数党及び少数党の院内総務、軍事委員会委員長及び少数党筆頭委員（役職指定であり、表決権を有さず、定足数に算入されない。） 下院：27人（共和党15人、民主党12人） ・歳出、軍事、外交及び司法の4委員会の委員各1人を含む。 ・このほか、議長及び少数党院内総務（役職指定であり、表決権を有さず、定足数に算入されない。） ※委員長は、各院とも多数党委員から選出	9人：下院議員6人（労働党3人、保守党2人、自由民主党1人）、上院議員3人（労働党2人、クロスベンチ（無党派グループ）1人） ・委員は、首相の指名を経て各議院が任命 ※首相は指名を決定する前に、野党第1党党首と協議 ・委員長は、委員の中から互選	9人：キリスト教民主・社会同盟3人、社会民主党2人、緑の党1人、欠員3人（ドイツのための選択2人、左派党1人） ・選挙期ごとに下院で議決（新たに議決されるまで、前選挙期の委員が留任） ・委員長は、1年ごとに与野党で交代	8人：下院議員4人（共和国結集2人、社会党1人、国民連合1人）及び上院議員4人（共和党3人、社会党・環境・共和主義1人） ・うち4人は両院の国内治安を所管する委員会の委員長及び国防を所管する委員会の委員長が役職指定で任命される。 ・役職指定ではない委員は、議長が任命する。 ・委員長は、1年ごとに上院及び下院の議員で交代
所管事項	①中央情報局（CIA）等18の情報機関の情報活動の監視、②情報機関の予算及び関連法案の審査、③情報機関の人事案件の審査（上院）	国家保安局（MI5）、秘密情報部（MI6）、政府通信本部（GCHQ）等の情報保安機関の支出、運営、政策及び作戦の精査又は監視	①連邦憲法擁護庁、連邦軍事防諜庁及び連邦情報庁の活動の統制、②情報機関の予算の審査への関与、③通信の秘密を制限する措置に関する統制、④テロ対策上の措置に関する統制	政府の情報活動の統制・評価及び現在と将来の課題の監視
情報収集の権限	委員会は、完全かつ最新の情報提供を受けることを保障されているが、大統領が極めて重要な利益に影響する非常事態に対応するために必要不可欠と判断した場合には、情報提供を両院の指導部等8人に限ることができる。	国家保安局、秘密情報部又は政府通信本部の長官は、委員会から情報の開示を求められた場合には、①求めに応じた情報の提供、②国務大臣が開示を決定したため開示できない旨の通知のいずれかを行わなければならない。	・議会統制委員会は、連邦政府及び上記機関に、文書の送付等の情報提供を求めることができ、裁判所及び官庁は、文書の提出等について、法的扶助・職務扶助の義務を負う。 ・特に理由がある場合、連邦政府は、理由を説明した上で情報提供を拒否できる。	・首相、大臣、情報機関の長等から意見を聴取することができる。 ・国防秘密委員会の委員長に同委員会の活動報告を行わせることができる。
議会への報告義務	情報機関による情報活動等の類型及び範囲について、定期的に各院に報告する。	・年次報告書を議会に提出しなければならない。 ・必要な場合には適宜特定の課題について調査し、特別報告書を議会に提出する。	選挙期の中間時点及び終了時点で、活動全般について、下院に報告する。	・活動概要を記載した年次報告書を公表する。 ・また、大統領及び首相に報告及び意見書を提出できる。
秘密情報の取扱い（保存、管理等）	・秘密情報の取扱いについては、委員会の規則で詳細に定めている。 ・委員会の会議及び聴聞会等は、原則として非公開	・秘密情報の取扱いについては、首相と委員会が合意して定める了解書等に基づいて行う。 ・委員会による証言の聴取は、原則非公開	・秘密資料の取扱いについては、下院規則第3附則（秘密保持規則）の規定を適用 ・委員会の会議は、原則非公開	・委員及びその補佐を行う職員は、国防秘密を知る権限を有する（ただし、個人の匿名性、安全又は生命を危険にさらすおそれがある情報及び情報を取得する方法を除く。） ・議員代表団の活動は、原則非公開
委員が本会議・委員会以外で秘密を漏えいした場合の扱い〔注2〕	連邦法違反となる場合には、自由刑若しくは罰金又はそれらの併科に処せられる。	1989年国家秘密法違反となる場合には、自由刑（2年以下。略式起訴による場合は、6月以下又は3月以下）若しくは罰金又はそれらの併科に処せられる。	刑法典違反となる場合には、自由刑（3年以下）又は罰金に処せられる。	刑法典違反となる場合には、自由刑（7年以下。過失の場合は、3年以下）及び罰金（10万ユーロ（1732万円）以下。過失の場合は4万5000ユーロ（779万円）以下）に処せられる。

〔凡例〕 邦貨換算は、2025年11月分報告省令レート（1ユーロ＝173.16円）による。金額の記載に当たっては、適宜四捨五入を行った。  
〔注1〕 名称の変更や根拠法令の改正等があった場合には、最初の組織の設置年とした。  
〔注2〕 委員が議会の本会議及び委員会において秘密の内容について発言した場合には、免責特権により院外では責任は問われない。  
〔出典〕 各組織等のウェブサイト等を基に作成。

令和8年4月10日 衆議院内閣委員会 中道改革連合 長妻昭 提出資料

※手書き部分は長妻昭事務所で加筆

令和 8 年 4 月 9 日  
 調査及び立法考査局  
 行政法務調査室・課  
 外交防衛調査室・課

主要国のインテリジェンス部門の概要及び第三者（議会以外）による統制

	米国	英国	ドイツ	フランス
対内情報機関	<p>連邦捜査局 (FBI)                      司法省傘下、約 38,000 人                      根拠：合衆国法典第 28 編第 33 章                      任務：犯罪捜査、FBI 内の「国家安全保障局」(NSB) は、テロ対策やカウンターインテリジェンス等を担当。</p>	<p>保安部 (SS、通称 MI5)                      内務大臣所管、5,526 名 (2022 年 3 月 31 日時点)                      根拠：1989 年保安部法                      任務：スパイ活動、テロ行為、破壊活動、外国勢力による工作活動、政治的・産業的・暴力的手段による議会制民主主義の転覆や弱体化を意図した行動による脅威からの国家保全を担当。捜査・逮捕権限なし。</p>	<p>連邦憲法擁護庁 (BfV)                      連邦内務省の外局、約 4,000 人                      根拠：連邦憲法擁護法                      任務：基本法の精神に反する組織や人物の監視と情報収集を担当。警察が権限を有する任務は行えない。</p>	<p>国内治安総局 (DGSI)                      内務省所管、約 5,000 名                      根拠：国内治安総局の任務及び組織に関する 2014 年 4 月 30 日のデクレ第 2014-445 号                      任務：防諜、対テロ活動、対過激派活動、対過激分離主義者活動、大量破壊兵器拡散抑止活動、情報通信技術に関連した犯罪対策、汚職対策を担当。捜査・逮捕権限あり。</p>
対外情報機関	<p>中央情報局 (CIA)                      大統領直属、約 2 万 1,500 名 (正規雇用の文民職員のみ。報道ベース)                      根拠：国家安全保障法、中央情報局法                      任務：工作部門 (海外でのヒューミント活動や秘密工作活動)、分析部門 (国防情報に関する分析・評価)</p> <p>国防情報局 (DIA)                      国防省の内部組織、約 1 万 6,500 名                      根拠：大統領令 12333 号「合衆国諜報活動」                      任務：軍事関連のインテリジェンス全般を担当。</p> <p>国家安全保障局 (NSA)                      国防省傘下、約 4 万人 (推定)                      根拠：外国諜報監視法                      任務：シギントを担当。</p>	<p>秘密情報局 (SSIS、通称 MI6)                      外務大臣所管、3,673 名 (2022 年 3 月 31 日時点)                      根拠：1994 年情報機関法                      任務：ヒューミントとデキントによる情報収集、「英国外の人々の活動及び意図に関連する情報」の作成</p> <p>GCHQ                      外務大臣所管、7,082 名 (2022 年 3 月 31 日時点)                      根拠：1994 年情報機関法                      任務：シギントを担当。</p> <p>国防情報参謀部 (DI)                      国防大臣所管、4,194 名 (文民 1,587 名、軍人 2,607 名) (2022 年 3 月 31 日時点)                      任務：地図・画像資料を作成する国防地理画像部を管理。</p>	<p>連邦情報庁 (BND)                      連邦首相府に設置、約 6,500 人                      根拠：1990 年連邦情報庁法 (BND 法)                      任務：外交及び安全保障政策上重要な外国に関する情報の収集・分析。対内、対外を問わず、ヒューミント、シギント等を担当。原則として、工作・謀略などの活動は行わない。</p> <p>連邦軍事防諜庁 (BAMAD)                      連邦国防省の外局、約 1,200 名                      根拠：1990 年軍事防諜法 (MAD 法)                      任務：軍事防衛分野の諜報を担当。</p>	<p>対外安全保障総局 (DGSE)                      国防省所管、6,123 名                      根拠：国防法典の規則の部第 3 部第 1 編第 2 章第 6 節                      任務：フランス国外でフランスの国益に対抗するスパイ活動を察知、抑止する目的で、ヒューミント、シギント、通信傍受を担当。</p> <p>軍事情報局 (DRM)                      軍参謀総長所管、職員数：約 2,100 名                      根拠：国防法典の規則の部第 3 部第 1 編第 2 章第 6 節、国防法第 3126 条第 10 項                      任務：軍事関係情報を担当。</p>
情報の統合	<p>国家情報長官 (DNI)                      大統領に対する第一次的なインテリジェンス・アドバイザー</p>	<p>合同情報委員会 (JIC、内閣府に設置)                      ①政府内各情報局の取りまとめ、②政府高官や軍司令官の情報ニーズの把握、③情報評価書の作成</p>	<p>情報機関のための政府全権委員 (現在は連邦首相府長官 (連邦議会議員))                      連邦首相府の局長が「調整官」として、連邦首相府に設置されている BND に対しては命令、他省庁の管轄下にある BfV や MAD には要請という形で調整。</p>	<p>国家情報会議 (CNR)                      各情報機関の情報を集約し、それぞれの戦略指針や優先事項を設定。</p> <p>国家情報・対テロ調整官 (CNRLT)                      各情報機関の調整を行い、情報機関の活動について国家情報会議に報告。</p>
統制	<p>外国諜報監視裁判所                      通信傍受、物理的搜索等を行う場合に承認 (連邦最高裁判所が指名する裁判官により随時設置)</p> <p>大統領インテリジェンス問題諮問委員会 (PIAB)                      インテリジェンス・コミュニティの活動の効率性、有効性等に関する大統領諮問機関 (大統領が委員を任命)</p>	<p>調査権限コミッショナー                      公的機関の通信傍受等に関する職務行使を審査</p> <p>司法コミッショナー                      通信傍受令状を国務大臣が発給する際の審査 (両コミッショナー共に、高位の司法官職保持者又はその経験者から首相が任命)</p>	<p>基本法 10 条審査会                      通信の秘密保護の制限を伴う通信傍受を事前承認 (連邦議会「議会統制委員会」が任命する委員で構成。一定数は司法職資格保有者)</p> <p>独立統制院                      BND が行う一部の通信傍受の事前統制 (裁判官経験者から「議会統制委員会」が任命する委員で構成)</p>	<p>国家情報技術監視委員会 (CNCTR)                      情報機関が、電話・メール等の送受信者情報へのアクセス、治安傍受等を行う場合、CNR の意見を徴した後に首相が事前に許可する。(国會議員 4 名、裁判官、電気通信分野の有識者等、9 名の委員で構成)</p>

(出典) 各組織等のウェブサイト等を基に作成。

※手書き部分は長妻昭事務所で加筆

令和 8 年 4 月 10 日 衆議院内閣委員会 中道改革連合 長妻昭 提出資料

## 五. インテリジェンス政策

- わが国のインテリジェンス機能が脆弱であり、インテリジェンスに関する国家機能の強化が急務であるという認識を共有し、総合的なインテリジェンス改革について協議し、合意した施策について実行する。
- 令和八年通常国会において、内閣情報調査室及び内閣情報官を格上げし、「国家情報局」及び「国家情報局長」を創設する。安全保障領域における政策部門及び情報部門を同列とするため、「国家情報局」及び「国家情報局長」は、「国家安全保障局」及び「国家安全保障局長」と同格とする。
- 現在の「内閣情報会議」（閣議決定事項）を発展的に解消し、令和八年通常国会において、「国家情報会議」を設置する法律を制定する。
- 令和九年度末までに独立した対外情報庁（仮称）を創設する。
- 情報要員を組織的に養成するため、令和九年度末までに、インテリジェンス・コミュニティ横断的（省庁横断的）な情報要員（インテリジェンス・オフィサー）養成機関を創設する。
- インテリジェンス・スパイ防止関連法制（基本法、外国代理人登録法及びロビー活動公開法等）について令和七年に検討を開始し、速やかに法案を策定し成立させる。

## 六. エネルギー政策

- 電力需要の増大を踏まえ、安全性確保を大前提に原子力発電所の再稼働を進める。また、次世代革新炉及び核融合炉の開発を加速化する。地熱等わが国に優位性のある再生可能エネルギーの開発を推進する。
- 国産海洋資源開発（エネルギー資源及び鉱物資源）を加速化する。

## 七. 食料安全保障・国土政策

- 食料の安定供給確保が、国民の生存に不可欠であることの認識を共有し、全ての田畑を有効活用する環境を整え、厳しい気候に耐え得る施設型食料生産設備（いわゆる植物工場及び陸上養殖等）への大型投資を実現する。
- わが国が古来より育んできた美しい国土を保全する重要性を確認し、森林伐採や不適切な開発による環境破壊及び災害リスクを抑制し、適切な土地利用及び維持管理を行う観点から、令和八年通常国会において、大規模太陽光発電所（メガソーラー）を法的に規制する施策を実行する。

## 八. 経済安全保障政策

- 南西諸島における海底ケーブルの強靱性を強化するための施策を推進する。

令和 8 年 4 月 10 日  
調査及び立法考査局  
政治議会調査室・課

情報機関を監視する議会の委員会による報告書の内容

＜いざい国の臨時報告と年次報告がある＞

1 アメリカ：上院情報特別委員会の報告書

上院情報特別委員会 (Senate Select Committee on Intelligence) は、情報機関による情報活動等の類型及び範囲について、定期的に上院に報告する。直近の 2023 年 1 月 3 日から 2025 年 1 月 3 日までの活動に関する報告書<sup>1</sup> (全 24 ページ) の目次は、次のとおりである。

I. 序論.....	1
II. 立法.....	2
A. 2024 年度情報機関授権法.....	2
B. 2025 年度情報機関授権法.....	3
III. 行政監視活動.....	4
A. 世界的規模の脅威に関する聴聞.....	4
B. ロシア、ウクライナ.....	5
C. 中国、台湾.....	6
D. イラン.....	6
E. 北朝鮮.....	6
F. 中東、北アフリカ.....	7
G. 西半球/ラテンアメリカ/カリブ海地域.....	7
H. アフリカ.....	7
I. 外国情報監視法上の権限の行使.....	8
J. 秘密活動.....	8
K. テロ対策.....	9
L. 防諜活動.....	9
M. 麻薬対策.....	10
N. 人工知能.....	10
O. 新興技術.....	11
P. 生物学的セキュリティ上の脅威.....	11
Q. エネルギー安全保障.....	12
R. サイバー.....	12
S. 監査及びプロジェクト.....	12
T. 原因不明の健康事案.....	13
U. 人事審査の改革.....	13
V. 外国による悪意のある影響.....	14

<sup>1</sup> U.S. Congress, Senate, *Report of the Select Committee on Intelligence, Covering the Period January 3, 2023 to January 3, 2025*, S. Rep 119-1, 119th Cong., 1st Sess., 2025. <[https://www.intelligence.senate.gov/wp-content/u](https://www.intelligence.senate.gov/wp-content/uploads/2025/05/CRPT-119srpt1.pdf)

W. 宇宙.....	14
X. 内部告発者及びその他の申立人.....	15
Y. 監察総監.....	16
IV. 人事案件.....	16
A. テイモシー・D・ハウ.....	16
B. マイケル・コリン・ケイシー.....	17
C. ジョン・ブラッドフォード・ウィーン・グマン.....	17
D. クリスティ・ズレイカ・レーン・スコット.....	17
V. 上院に対する補佐.....	17
VI. 委員会活動の概略.....	17
A. 会議の回数.....	17
B. 委員会提出の法案及び決議案.....	18
C. 委員会に付託された法案.....	18
D. 委員会の出版物.....	18

## 2 イギリス：議会情報保安委員会の報告書

議会情報保安委員会 (Intelligence and Security Committee of Parliament. ISC) は、年次報告書を議会に提出しなければならない。直近の2023年4月から2025年3月までの期間における同委員会の活動をまとめた報告書<sup>2</sup> (全76ページ) の目次は、次のとおりである。

委員会の活動.....	1
本報告書の対象期間における委員会の構成.....	1
活動計画.....	2
報告書.....	2
立法.....	5
調査分野.....	13
審査分野.....	14
その他の事項.....	15
ISCの独立性.....	15
委員会のリソース.....	16
権限.....	18
首相との会談.....	19
証人一覧.....	21
付録 A 脅威の評価.....	23
付録 B 支出、行政及び政策 2022/23.....	27
付録 C 支出、行政及び政策 2023/24.....	45
付録 D 調査の期限.....	65

<sup>2</sup> Intelligence and Security Committee of Parliament, *Annual Report 2023-2025*, HC1544, 2025. <<https://isc.independent.gov.uk/wp-content/uploads/2025/12/ISC-Annual-Report-2023-2025-Web-Accessible.pdf>> なお、報告書が2年間を対象としているのは、2024年5月30日の総選挙を前に前委員会が解散し、2024年12月16日まで委員会が編成されず、2024年には年次報告書を発行できなかつたためである。

令和8年4月10日  
調査及び立法考査局  
政治議会調査室・課

### 3 ドイツ：議会統制委員会

議会統制委員会 (Parlamentarisches Kontrollgremium) は、選挙期 (下院議員の任期に相当。解散がなければ4年) の中間時点及び終了時点に、活動全般について、下院に報告する。直近の2023年10月から2025年2月までの期間における、連邦の情報機関の活動の議会統制に関する法律第13条に基づく監視活動報告書<sup>3</sup> (全13ページ) の目次は、次のとおりである。

総括 .....	3
I. 報告義務 .....	3
II. 法的根拠及び組織 .....	3
1. 委員及び委員長 .....	3
2. 法的枠組み及び権限 .....	4
3. 常任全権代理人及び職員 .....	5
III. 議会統制委員会の活動概要 .....	6
1. 会議の回数及び出席者範囲 .....	6
2. 現地調査 .....	6
3. 公聴会 .....	6
4. 公開評価 .....	7
5. 独立統制評議会 .....	7
6. 秘密会議との協議 .....	7
7. 情報機関の予算計画に関する協議 .....	7
8. 国際的な接触及び海外出張 .....	7
9. 情報機関職員からの陳情 .....	7
10. 市民からの陳情 .....	8
11. 第10条関係法の適用分野における統制 .....	8
12. テロ対策法の適用分野における統制 .....	8
IV. 議会統制委員会の主な審議案件 .....	9
1. ドイツの治安情勢 .....	9
2. 国際的な安全保障情勢及び海外における動向 .....	9
3. ドイツにおける極右主義 .....	9
4. ドイツにおけるイスラム過激派テロリズム及びビュラム過激派勢力 .....	9
5. ドイツにおける左派過激主義 .....	10
6. ウクライナに対するロシアの侵略戦争及び欧州におけるロシアのハイブリッド戦争 .....	10
7. 防諜活動 .....	10
8. サイバー脅威及びサイバー防衛の成果 .....	10

<sup>3</sup> Deutscher Bundestag, Unterrichtung durch das Parlamentarische Kontrollgremium: Bericht über die Kontrolltätigkeit gemäß § 13 des Gesetzes über die parlamentarische Kontrolle nachrichtendienstlicher Tätigkeit des Bundes (Berichtszeitraum Oktober 2023 bis Februar 2025), Drucksache 21/12, 01.04.2025. <<https://dserver.bundestag.de/btd/21/000/2100012.pdf>>

9. ドイツにおける重要インフラのセキュリティ	10
10. 潜入工作員の活用	11
11. 外国情報機関との協力	11
12. 戦略的通信傍受及び BND による情報技術システムへの介入	11
13. 当局内部の動向	11
14. 秘密協議の確保	11
V. 常任全権代理人による統制	11

#### 4 フランス：情報活動に関する議員代表団

情報活動に関する議員代表団 (Délégation parlementaire au renseignement) は、活動概要を記載した年次報告書を公表する。現時点で内容が確認できる報告書のうち直近の、2023～2024 年度の期間における同代表団の活動をまとめた報告書<sup>4</sup> (全 104 ページ) の目次は、次のとおりである。

序文	7
代表団による審査	9
情報活動に関する議員代表団の提言	11
特別資金監査委員会の総括提言	13
第1章 2023年10月から2024年12月までの情報活動に関する議員代表団の活動報告	15
I. 2度にわたる構成員の部分的刷新	15
II. 両院の改選に伴う制約にもかかわらず、情報活動に対する議会監視を継続	17
III. 過去1年間の活動テーマ	19
IV. 代表団に提出された文書	20
V. 2020～2023年に情報活動に関する議員代表団が示した勧告のフォローアップ	22
第2章 情報政策に関する現在の課題	25
I. 情報機関の年次活動報告書に関する主な所見	25
A. 情報機関の体制	25
B. 情報活動の現状	26
II. フランスにおける外国の干渉を防止するための2024年7月25日の法律第2024-850号	27
III. 自動処理(アルゴリズム)の導入状況の総括	29
第3章 情報政策の評価に関する情報活動に関する議員代表団の重点事項	31
I. ウクライナ及びサヘル地域からの教訓を踏まえた情報機関の戦略的再定位とは?	31
A. 戦略的事象に対する外交的・政治的予測に寄与する情報：困難な課題	31
B. アフリカ大陸における情報活動の必要な変革	35
C. ヨーロッパの東側及びインド太平洋地域への取組の転換	36

<sup>4</sup> Délégation parlementaire au renseignement, *Rapport relatif à l'activité de la délégation parlementaire au renseignement pour l'année 2023-2024*, N° 723 (Assemblée nationale, Dix-septième législature) N° 211 (Sénat, Session ordinaire de 2024-2025), 17 décembre 2024 <[https://www.assemblee-nationale.fr/dyn/contenu/visualisation/909229/file/Rapport\\_DPR2024\\_versionpublique.pdf](https://www.assemblee-nationale.fr/dyn/contenu/visualisation/909229/file/Rapport_DPR2024_versionpublique.pdf)>

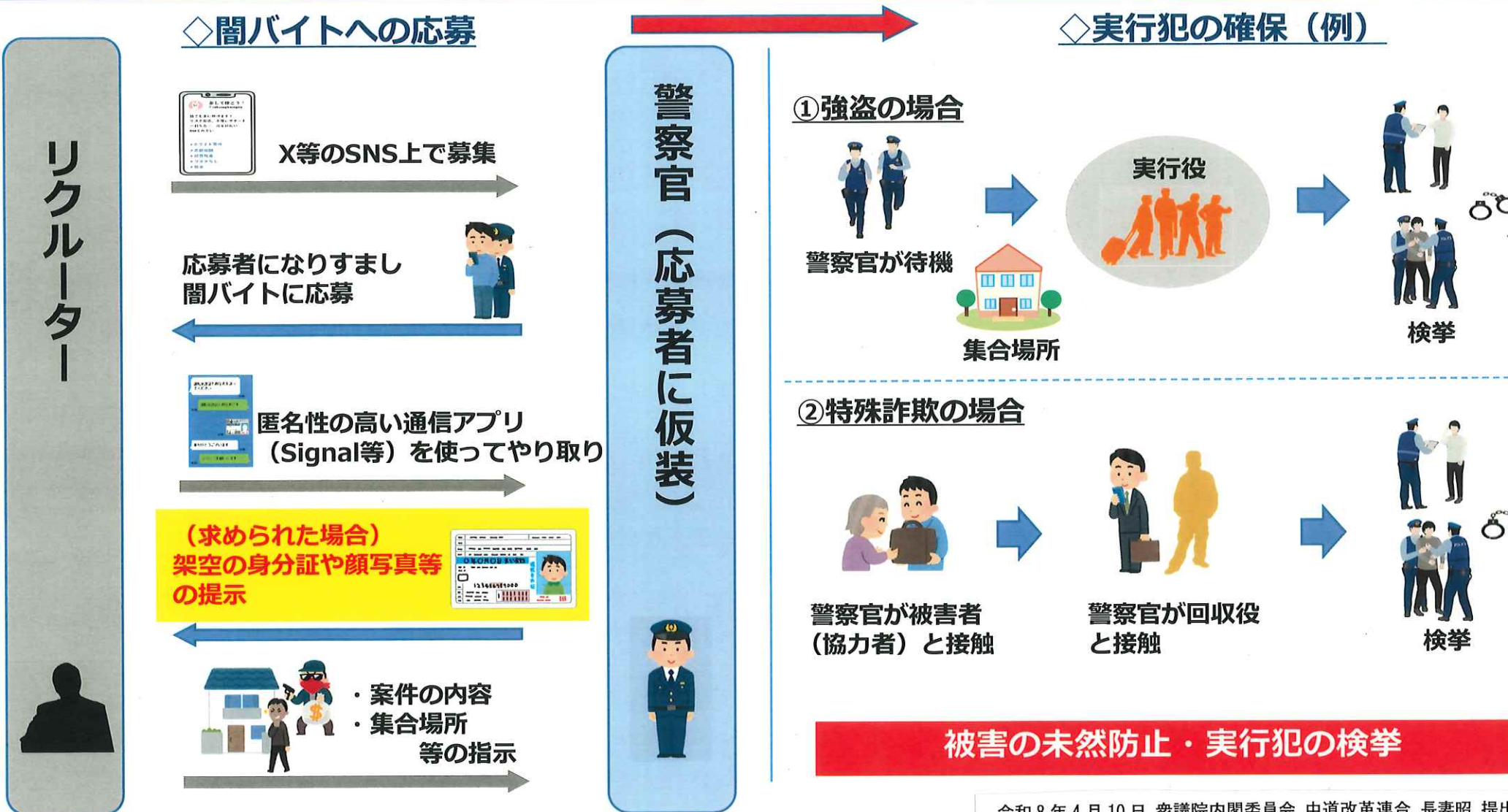
D. …一方で引き続き中東地域における強固な体制を維持	38
II. 攻撃的な核姿勢の再燃が、新たな核拡散のリスクを浮き彫りに	41
A. DGSE：核不拡散に関する国家情報エコシステムの主導者	41
B. 主権的な分析能力の維持：フランスの抑止力によって不可欠な支え	42
III. 2024年パリオリンピックの課題に直面する情報活動	43
A. オリンピックを巡って構築された情報活動の「エコシステム」	43
B. 脅威の適切な評価…	44
C. …及びニーズ	48
D. 体制の著しい有効性を示す経験の検証…	51
E. …しかし、「対ドローン」機能についての重大な懸念	55
F. 評判リスクへの対応は？	57
付録1 2022年度における特別資金の運用状況に関するCVFSの総括報告書	61
序文	63
2023年度のCVFSの活動	67
I. 2022年度の特別基金の概要	69
A. 予算に関する主な所見及び提言	69
B. 各部門の収入、支出及び資金繰りの詳細な推移	70
II. 全部門に共通する所見	72
A. 各部門に対する新たな提言	72
B. 2021年の提言のフォローアップ	72
III. CVFSによる2022年総括勧告	75
付録2 2023年度における特別資金の運用状況に関するCVFSの総括報告書	77
序文	79
2024年度のCVFSの活動	83
I. 2023年度の特別基金の概要	85
A. 特別基金の配分額の安定	85
B. 支出水準の持続	85
C. 利用可能資金の整理	86
II. CVFSの総括勧告のフォローアップ	87
A. 特別基金に関するCNRLT作業部会	87
B. CVFS勧告の実施状況	88
付録3 G7諸国の情報機関に対する監視・評価を行う議会委員会のローマ会合	91
付録4 『レヴェュー・デ・カイエ・フランセ』誌に掲載されたセドリック・ペラン氏による 諜報活動の舞台裏に関するインタビュー	101

# 仮装身分捜査について

令和8年4月9日  
警察庁 刑事企画課

## 概要

- 警察官が、SNS上でいわゆる闇バイト募集に応じる意向を示して、①強盗の実行犯、②特殊詐欺の受け子等を装い、集合場所に現れた他の実行犯の検挙を図るもの。
- これにより被害の未然防止にも繋げるもの。



令和 8 年 4 月 9 日  
調査及び立法審査局  
外交防衛調査室・課

### 海外の情報機関の要員の身分について

情報機関の要員が海外で行った不法行為や偽名の旅券の使用について、その違法性を阻却する法的根拠は次のとおり。

#### 1 英国

英国では 1994 年情報機関法において次のような規定が設けられている<sup>1</sup>。

- ・ 第 5 条 (1)：本条に基づいて外務大臣が発行した令状により許可されている場合、所有地への立入り及び所有地に関する権利侵害、無線通信の傍受及び妨害は違法とならない。
- ・ 第 7 条 (1)：ある者がブリテン諸島外において行った行為について英国内において責任を負う場合（本条による場合を除く。）であっても、当該行為が外務大臣による本条に基づく承認により許可されているときは、当該者は責任を負わない。

#### 2 フランス

国内安全法典において、情報専門機関の職員に関して次のような規定がある<sup>2</sup>。

- ・ 第 861-2 条：L. 第 811-2 条に規定する情報専門機関の職員は、国の防衛及び安全に関わる任務の遂行のために、当該任務を管理又は統括する職員の権限の下で、借用した又は虚偽の身分を使用することができる。
  - この場合において、第 1 項に規定する職員及び借用した若しくは虚偽の身分の使用を任務とし又は許可する目的のためだけに徴用された者のこれらの使用行為については、刑事責任を問わない。民法典第 50 条から第 52 条までは、これら者には適用しない。
- (略)

#### 3 ドイツ

連邦情報庁 (BND) 法に、次のような規定がある<sup>3</sup>。

- ・ 第 2 条 権限 (1a)：連邦情報庁は、その職員、施設及び情報源を保護するために架空の説明を用いることができ、また、必要な偽装手段を使用することができる。

担当：外交防衛課 福田毅

<sup>1</sup> Intelligence Service Act 1994, The Secret Intelligence Service, 5 Warrants: general and 7 Authorisation of acts outside the British Islands

<sup>2</sup> 豊田透・国立国会図書館調査及び立法審査局フランス法研究会訳「国内安全法典 (抄)」『外国の立法』2017.6, p.2  
8. <<https://dl.ndl.go.jp/jpid/10362192/1/1>>

<sup>3</sup> Gesetz über den Bundesnachrichtendienst (BND-Gesetz - BNDG) § 2 Befugnisse

令和8年4月6日  
警察庁外事課

御質問の件について

警視庁が令和6年2月に検挙した中国人2人による詐欺事件では、関係先として日本福州十邑社団聯合總會の事務所を搜索した結果、同団体が「日本東京海外110 サービスステーション」と称して、少なくとも数十人の中国の運転免許証の更新手続を支援していたことが判明した。同事務所は、スペインのNGO団体から中国の地方警察の海外拠点と指摘されている。

(以上)

令和8年4月10日 衆議院内閣委員会 中道改革連合 長妻昭 提出資料

※手書き部分は長妻昭事務所で加筆

# 中国「海外警察」日本2拠点か

外務省などは19日、自民党外交部会などの合同会議で、スペインの民間活動団体（NGO）が公表した報告書の内容として、中国の警察当局が日本国内に活動拠点を設置している可能性がある」と明らかにした。

外務省などによると、報告

書が示した中国の警察当局の日本国内の拠点は2か所。中国の福建省福州市公安局が東京都内に開設しているほか、江蘇省南通市公安局も所在地不明ながら設置しているとされる。出席議員からは、中国の活動について実態把握を急ぐよう求める声が出た。

## 自民の合同会議

### NGO調査、外務省報告

※手書き部分は長妻昭事務所で加筆

自民の保守派議員でつくる「日本の尊厳と国益を護る会」も同日、国会内で、活動拠点の設置を巡り、有識者らから意見聴取を行った。

外務省は既に、外交ルートを通じて中国に対し、「仮に我が国の主権を侵害するような活動が行われているのであれば、断じて容認できない」との申し入れを行っている。

令和 8 年 4 月 9 日  
調査及び立法考査局  
外交防衛調査室・課

◆御依頼日：4月8日

◆御依頼内容

防衛省の人権侵害不祥事（仙台高判平成 28 年 2 月 2 日の事件：年金改革や核兵器等について反対運動をしていた市民の情報収集がプライバシー侵害とされた判決）について、なぜ情報収集をしたのか分かる新聞記事

御依頼の件につきまして、以下の資料を御提供します。

○情報収集の理由についての関係者の主な発言

- ・久間防衛大臣（当時）  
問題発覚直後の記者会見において、「イラクに行った（隊員）の家族のために情報保全隊が情報収集に回っていた」と述べました。【資料 1】
- ・守屋事務次官（当時）  
問題発覚直後の記者会見において、「派遣される隊員の活動を否定するような活動が行われ、隊員の家族にも無用の不安をおおるような、直接間接のはたらきかけがあった」、「隊員が動揺しないよう、家族に不安が生じないように、という観点から世の中の批判的な動きを収集した」と述べました。【資料 1】
- ・情報保全隊長（当時）  
証人として出廷し、「外部からの働きかけがあると任務が妨害され、実力が発揮できない。隊員や家族の混乱を防ぐためにも情報収集が必要だ」と証言しました。【資料 2】

（御参考）

情報収集の理由等に関する裁判所の判断

- ・情報保全隊の任務、情報収集の対象について  
「情報保全隊の任務は、自衛隊の秘密を探知する動き、自衛隊の施設等に対する襲撃、自衛隊の業務に対する妨害、隊員を不法なことに利用する動きなどの自衛隊に対する外部からの働きかけから部隊を保全することにある。したがって、上記のようなことを行う可能性のある団体等の動き、活動、また、これらの団体等による隊員あるいは家族に対する接触状況等が情報収集の対象となる」【資料 3】
- ・情報保全隊による情報収集行為の目的及び必要性について  
「第一に、イラク派遣反対活動として、全国各地で集会、デモ行進、署名活動等が行われたこと、第二に、自衛隊若しくは隊員に対して直接的な行為を伴う行動として、①防衛省や自衛隊駐屯地周辺における出兵拒否の呼びかけや座り込みも含む街宣活動、②駐屯地に向向いて種々の申し入れを行う行動、③駐屯地に対して葉書を送付する行動、④自衛隊官舎周辺における出兵拒否の呼びかけ等を含む街宣活動、⑤自衛隊官舎に対するアンケート用紙の投函等が行われたこと、第三に、中には⑥防衛省建物や駐屯地に対する飛翔物の発射、⑦派遣部隊が乗ったバスの経路を妨害する行動があったこと。」「これらを理由として、「施設、隊員等を保全するという目的で、その業務の遂行に影響を与える可能性のある行為として、上記活動全般について情報を収集する必要性があると判断したことは相応の理由があったというべきである」【資料 3】

衆議院議員長妻昭（民主）提出政府の調査活動に関する質問に対する答弁書について（平21閣衆質171-374）

閣議年月日：平成21年5月15日（金） 主管省庁：内閣官房

案件区分：衆議院議員提出の質問に対する答弁書 処理区分：決定 平21閣衆質171-374 資料あり

質問書

質問主意書情報は次の答弁書情報にまとめて記載されていますのでそちらをご参照ください。

答弁書

お尋ねについては、これを明らかにすることにより、今後の内閣情報調査室の調査に支障を及ぼすおそれがあることから、お答えを差し控えた。いずれにせよ、内閣情報調査室においては、適正に調査を実施している。

平成二十一年五月七日提出

質問第三七四号

政府の調査活動に関する質問主意書

提出者 長妻 昭

政府の調査活動に関する質問主意書

内閣情報調査室は国会議員の行動監視等の活動をしたことがあるか。また、目的と所属を名乗らず、議員の集会あるいは演説会で情報収集をしたことがあるか。更に野党等を担当する職員は存在するか。

その目的と是非について内閣の見解を問う。

右質問する。

令和8年4月6日  
警察庁警備企画課

平成29年から令和2年にかけて警視庁公安部外事第一課が外国為替及び外国貿易法に違反するとして捜査した事案

警視庁公安部外事第一課が外国為替及び外国貿易法に違反するとして、令和2年に噴霧乾燥器の製造・販売会社の代表取締役、取締役及び顧問の3人の方々を逮捕した事案について、その後、東京地検により公訴が取り消されたほか、提起された国家賠償請求訴訟に係る東京高裁判決では、合理的根拠が客観的に欠如していることが明らかであり国賠法上違法であると判示され、確定した。本判決を受けて警視庁が実施した検証の結果、法令解釈の合理性を再考することなく捜査を進めたこと、消極証拠の精査の不徹底等の捜査上の問題点が明らかとなった。

岐阜県大垣警察署警備課員による情報収集・提供等が違法とされた事案

平成26年7月、岐阜県大垣警察署警備課員が風力発電反対派（原告の方々の個人情報）を管内企業に漏えいした旨の報道がなされ、原告の方々が国家賠償請求訴訟及び個人情報抹消請求訴訟を提起した結果、名古屋高裁判決により、同署員による個人情報の収集、保有及び提供を違法とする判決が示され、確定した。

令和 8 年 4 月 6 日  
調査及び立法考査局  
行政法務調査室・課

◆御依頼日：4月2日

◆御依頼内容：

7 インテリジェンス関連

① 内閣情報調査室、公安調査庁、外務省、防衛省、警察庁のインテリジェンスの担当部署において

●人権侵害で問題になった事例

●不祥事の事例

② 国家情報会議設置法案について、新聞雑誌記事

御依頼の件につきまして、以下の資料を御提供いたします。よろしく御査収の程、お願いいたします。

## ① インテリジェンス担当部署の人権侵害・不祥事の事例

<人権侵害>

**資料1・2**は、公安調査庁が元職員の動向を把握するために私生活を監視したことがプライバシー侵害に当たると一部認定された事件の判決（2004年）を紹介した資料です。

**資料3**は、警視庁公安部が作成したとされる国際テロ関連資料がインターネットに流出し、イスラム教徒のプライバシー侵害、名誉毀損がされた事件の最高裁判決（2016年）を紹介した記事です。資料4は、資料3の控訴審である東京高裁判決の判例評釈です。

**資料5～7**は、岐阜県警の大垣署が風力発電に反対する住民の個人情報を収集し、業者に提供していた事件の判決（2024年）を紹介した資料です。

<不祥事>

**資料8・9**は、内閣情報調査室の職員がロシア側に情報を漏えいしていた不祥事に関する記事です。

**資料10**は、公安調査庁の職員が「ひかりの輪」の元信者に立入検査の日程を漏らした不祥事に関する記事です。

**資料11**は、内閣情報調査室元職員が特定秘密を記録した文書を自宅に持ち出した不祥事に関する記事です。

## 【提供資料】

- 1) 「プライバシー侵害 監視の一部認定 公安庁調査巡り判決」『朝日新聞』2004.2.26.
- 2) 「公安調査庁が、元職員の動向を把握するため、借り上げた民家に暗視カメラを設置し、24時間体制で元職員宅を監視し、外出時に尾行するなどしたときは、プライバシー





# 日本と機密共有 英首相前向き

## ファイブアイズ 米など4カ国と協議示唆

【ロンドン＝板東和正】英国のジョンソン首相は16日、英議会で、米英など英語圏5カ国の機密情報共有枠組み「ファイブアイズ(5つの目)」への日本の参加について「英国にとっ

て、志を同じくする民主主義国家を一つにまとめる大きな機会になる」と前向きな考えを示した。

ジョンソン氏は「日本とは素晴らしい関係にあり、防衛や安全保障面で非常に緊密な関係を築いている」とし、日本の参加は「(現在の日英関係を)さらに発展させるための非常に生産的な方法になるかもしれない」と指摘した。

ジョンソン氏は日本の参加について「私たちが考え

ているアイデア」としつつ、「他のファイブアイズのメンバーと協力しなければならない」と述べた。米

国など他の参加国と協議することを見送った形だ。

ファイブアイズをめぐっては、英与党・保守党のトウケンハート下院外交委員長が7月21日、河野太郎前防衛相(現・行政改革担当

相)との電話会談で「日本

を介してシックスアイズにしたい」と述べた。

関係者によると、河野氏は提案に前向きだったという。

英国のアリア元首相も産経新聞のインタビューで、自由主義諸国が連携して中国の脅威に対抗する必要があるとし、ファイブアイズへの日本の参加を「検討すべきだ」と述べていた。

令和 8 年 4 月 7 日  
調査及び立法考査局  
外交防衛調査室・課

◆御依頼日：4月7日

◆御依頼内容  
英国議会の武器輸出管理委員会について  
政府の年次報告をもとに審査しているそうだがどのような審査か

武器輸出管理委員会 (Committees on Arms Export Controls: CAEC) は、下院の外務、防衛、国際貿易、国際開発の4つの特別委員会の委員 (通常は、指名された一部の委員) から構成されています。

武器輸出管理委員会の 2022 年 10 月の報告書によれば、委員会の審査の概要は次のとおりです (資料 1)。武器輸出管理委員会は、政府の年次報告 (\*) を踏まえて、政府職員、NGO、産業及び学界から証言を聴取し、及び資料の提出を受け、報告書によって次の項目について政府に対して武器輸出管理委員会による理解と勧告を伝えています。

- 政府の協力 (姿勢)
- 政府の年次報告
- 新たに策定された戦略的輸出許可基準
- 順守及び実施 (組織内の監査)
- 武器出荷後の査察
- 懸念国
- 将来の技術進展及び紛争の性格

\* 政府の年次報告の最新のもの (2025 年) の構成は、①輸出許可過程及びその基礎、②輸出許可統計、③「輸出管理合同ユニット」(Export Control Joint Unit: ECJU) の改善、④法令の最新の動向、⑤対外的関与 (議会への関与を含む。)、⑥同盟国及びパートナー国への英国政府の支援、⑦国際的な課題、⑧英国及び国際的な政策の展開、⑨順守及び実施 (組織内の監査)、⑩ケース・スタディーズとなっています (資料 2)。

また、政府は、武器輸出管理委員会の報告書に対する政府の見解を掲載した資料を出しています<sup>1</sup>。

<sup>1</sup> First Joint Report of the Committees on Arms Export Controls Session 2022-23 Developments in UK Strategic Export Controls. Response of the Secretaries of State for International Trade, Defence, Foreign, Commonwealth and Development Affairs, January 2023.

歴代内閣情報官一覧						
警察庁	杉田和博	平成9年4月4日～13年4月1日				
警察庁	兼元俊徳	平成13年4月1日～18年4月1日				
警察庁	三谷秀史	平成18年4月1日～22年4月2日				
警察庁	植松信一	平成22年4月2日～23年12月27日				
警察庁	北村滋	平成23年12月27日～元年9月11日				
警察庁	瀧澤裕昭	令和元年9月11日～5年6月27日				
警察庁	原和也	令和5年6月27日～				

(出典) 内閣情報調査室作成資料

令和8年4月10日 衆議院内閣委員会 中道改革連合 長妻昭 提出資料